

韓国のソーシャルファーム 実態調査報告

(公財)日本障害者リハビリテーション協会
寺島彰

調査日程

2018年9月27日

韓国社会的企業振興院 (KoSEA)

福祉法人カナン勤労福祉館

2018年9月28日

希望の職場

革新パーク視察

美しい店財団

韓國社會的企業振興院 (KoSEA)



韓国社会的企業振興院 (KoSEA)

4つの部門

企画・管理部門

スタートアップ・起業支援部門

持続可能な育成支援部門

協同組合部門

13のチーム

100人のスタッフ

社会福祉法人カナン 勤労福祉会館



社会福祉法人カナン勤労福祉会館

1995 設立

2008年 社会的企業として認定

(知的障害者に職場提供を行う)

43人の障害者(知的障害39名、精神障害1名、
肢体2名、発達障害1名)

18人のスタッフ

最低賃金として600,00～700,000 ウオンを支払

希望の職場



希望の職場

2016年設立

ソウル市の精神障害者の就労支援のため

インチョン市の米どころに所在

近隣の農家で生産された米を精米

20人の精神障害者が働いている

3人ぐらいでできる仕事を20人で行っている

1日6時間労働

ソウル革新パーク



ソウル革新パーク



ソウル革新パーク

2015年開設

社会的革新の拠点

136か所の団体が入居

入居団体は、文化・芸術、環境・生態・エネルギー、製造・生産・流通、ネットワーク・支援、建築・空間、福祉・人権、IT、メディアなど多様

社会的企業も入居

美しい店財団

Flow of Values at BeautifulStore

Be the Beautiful Change



美しい店財団

2002年設立

リサイクル事業(市民からいらなくなったものを
寄付してもらい、それを販売することで得たお金
で慈善事業を行う)

110か所の店舗

40人のスタッフ(ボランティア3500人)

売り上げは、2017年は40億ウォン

売り上げから店の賃貸料や人件費などを差し引
いて約18%を地域に配分する

韓国ソーシャルファーム制度

韓国の社会的企業の成立過程

1998 IMF危機への対応

政府による社会改革、民間による失業対策

1999 国民基礎生活保障法制定

市民団体が中心となり成立

2003 社会的就労事業開始

2005 社会的就労タスクフォース結成

2006 社会的企業育成法成立

2010 社会的企業育成法改正

2011 社会的企業振興院設置

2012 協同組合基本法成立・施行

社会的企業の認証の要件

- ①法人格をもつかそれに準じた組織であること
- ②有給勤労者の雇用従業員を雇用して財やサービスの生産販売などの活動をさせること。
- ③企業の主な目的が、脆弱者層に就労または社会サービスを提供し生活の質を向上させるなど、社会的目的の実現にあること。
- ④サービスを受ける者や勤労者などの利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること。
- ⑤営業活動を通して一定の比率以上の収入があること。
- ⑥法令に定める定款や規約などを整備していること。
- ⑦配分可能な利益の3分の2以上を社会的目的のために使用すること。

文献(1)から引用

認証社会的企業への支援

- ①人件費の補助(最長3年間)
- ②専門的人材の人件費の補助(3人まで)
- ③社会保険料の支援(最長5年、事業者負担分)
- ④事業開発費の支援
- ⑤融資事業や投資事業への財政的支援
- ⑥法人税と所得税減額(5年間、50%)
- ⑦地方自治等への優先購入
- ⑧経営コンサルティング経費補助
- ⑨ネットワーク構築の支援
- ⑩新たなビジネスモデル発掘
- ⑪企業の立ち上げ時を中心に、運営費、設備費などを支援

文献(3)から引用

脆弱者層の定義

低所得者(世帯帯の月平均の所得が全国平均の100分の60以下)

高齢者(55歳以上)

障害者

売春被害者

就職困難者

北朝鮮脱北者

DV被害者

ひとり親

移住者

更生保護対象者

犯罪被害による障害者の同一世帯の家族

1年以上の長期失業者

刑余者(出所後6か月を経過していない者)

保護観察青少年(保護観察期間中である者)

ホームレス

薬物、アルコール、ギャンブル依存症

難病者

女性失業者のうち家族を扶養する責任のある者(女性家庭)

社会的企業振興院の役割

社会的企業育成法第20条

社会的企業の起業支援と育成

協同組合基本法第116条

協同組合の自立への貢献

社会的企業振興院の組織

企画・管理課 企画・広報係

教育・管理係

管理・開発タスクフォース係

起業・初期支援課

認証支援係

業績評価係

起業支援係

成長支援係

予備的社会的企業タスクフォース係

持続発展支援課

マーケティング・コンサルティング支援係

リソース・マッチング係

協同組合課

開設支援係

協力・管理係

事業支援係

文献(2)から引用

社会的企業振興院の業務

1. 社会的企業と協同組合の発掘と育成

- ・社会的企業の立ち上げの支援
- ・能力開発のための教育プログラムの運営
- ・認証と設立のためのサービス構築

2. 社会的企業と協同組合の自立能力の強化

社会的企業と協同組合の適格性の強化

製品・サービスの競争力の改善

市場選択の支援

3. 社会的企業と協同組合のための持続可能な構造の構築

- ・社会的経済の価値の普及
- ・民間部門の社会資源活用ネットワークの拡大
- ・総合的な情報の共有

4. 調査に基づく政府の政策決定の支援

- ・社会的企業のビジネスに関するモニタリングと評価
- ・社会的企業と協同組合に関する政策におけるサービスの実施

社会的企業数・従業員数

認証社会的企業数 1,937 + 予備的社会的企業数 1,291
= 3,228 (2018年5月現在)

脆弱者数 25,171人 / 従業員数 41,417人
= 60.8% (2017年12月現在)

目的別社会的企業の割合

目的	割合(%)
雇用創出型	68.4
社会サービス提供型	6.2
地域社会貢献型	5.0
混合型	9.2
その他型	11.2

社会的企業の産業別割合

産業別	割合(%)
文化・芸術	11.6
清掃	10.3
教育	8.2
環境	5.9
介護・家事	5.0
旅行・スポーツ	2.4
医療	0.7
育児	0.7
文化財	0.5
森林保護	0.4
雇用	0.4
その他(製造、販売、食品、家庭用品等)	48.4

韓国の社会的企業の特徴

- ・韓国の社会的企業は、経済危機を背景に民間活力の活用を目的に始まった。
- ・イタリアとイギリスをモデルに独自の体系を構築している。
- ・社会的企業振興院は、社会的企業を支援する専門の機関であり、独特の制度である。
- ・行政主導の傾向があり、多様な支援がある。
- ・脆弱者階層の範囲が非常に広い。
- ・社会的協同組合の台頭

参考・引用文献

- (1)韓国社会的企業振興院「韓国社会的企業の認証要件、2016.12
- (2)Korea Social Enterprise Promotion Agency, “Korea’s Social Enterprise”, 2018
- (3)小林 甲一, 後藤 健太郎「韓国における社会的企業の育成政策と展開」名古屋学院大学論集社会科学篇, 53, 3, 1-16, 2017.1.31
- (4)高間満「韓国における社会的企業の現状と課題」、神戸学院総合リハビリテーション研究, 11, 2, 2016.3